

議案第 77 号

大口町行政経営審議会条例の制定について

大口町行政経営審議会条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町の総合計画、行政改革、特別職の職員で常勤のものの給与等について一元的に審議する大口町行政経営審議会を設置することに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町行政経営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大口町行政経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 大口町まちづくり基本条例に定める町の総合計画の策定及び進捗に関すること。
- (2) 町の行政改革の推進の重要事項に関すること。
- (3) 議会の議員の議員報酬の額及び特別職の職員で常勤のものの給与の額に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町の行政経営に関すること。

2 町長は、前項第1号及び第3号に関する議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町が設置する委員会、審査会等の委員
- (2) 町内の公共団体等の運営に関わる者
- (3) 町内企業従事者
- (4) 町政について見識を有する者
- (5) 公募による者 3名以上

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理す

る。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、町長の諮問に応じ、会長が招集し、その議長となる。ただし、第2条第1項各号に掲げる事項に関し、会長が必要があると認めるときは、町長の諮問によることなく会議を招集することができる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例を施行した年において任命する委員の任期は、第5条の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。

(条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 大口町総合計画審議会条例（昭和39年大口町条例第10号）

(2) 大口町特別職報酬等審議会条例（昭和46年大口町条例第1号）

(3) 大口町行政改革推進委員会設置条例（昭和 6 0 年大口町条例第 2 3 号）

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

総合計画の審議内容には行政改革に関することも含まれておりまた、特別職の報酬等は行財政改革における重要な項目のひとつです。このように、それぞれが町行政全体に関連した内容であることを意識し、課題等を一元的に審議することで、より統一的な見地の意見が集約でき、大局的な視点から発せられる見解や評価も収集できることとなります。

さらに、これまでの審議会では、結果的に同じ人物が立場を変えて、それぞれの審議会で見解を述べるというようなことが散見されましたが、そのような委員の重複が無くなり、委員への負担はもちろんのこと、事務局としてもより現実に即した効率的な審議会運営が可能となります。

このような理由から、総合計画審議会、特別職報酬等審議会及び行政改革推進委員会をひとつにまとめ、新たに行政経営審議会を設置するものです。

2 条例の概要

(1) 新たに制定する条例

○大口町行政経営審議会条例

所掌 総合計画の策定及び進捗に関する事

行政改革の推進に関する事

議会の議員の議員報酬の額及び特別職の職員で常勤のものの給与の額に関する事

組織 町が設置する委員会、審議会等の委員

町内の公共団体等の運営に関わる者

町内企業従事者

町政について見識を有する者

公募による者 3 名以上

計 15 名以内

任期 2年

(2) 廃止する条例

○大口町総合計画審議会条例

○大口町特別職報酬等審議会条例

○大口町行政改革推進委員会設置条例

3 施行年月日

平成27年2月1日から施行します。